

資料－1

令和6年5月9日  
奄美大島海区漁業調整委員会資料

ソデイカ漁業に係る委員会指示について（協議）

## ソデイカ漁業に係る委員会指示について

### 【制定の経緯】

年月日	内 容 等
H6. 8. 26	沖縄海区漁業調整委員会において、ソデイカ漁業に係る委員会指示が発出される。
H6. 12. 15	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄海区と同様の規程が必要との意見。
H7. 3. 3	大島群島南部5漁協漁業者有志からソデイカ漁に対する要望書提出。 【意見の概要】 ソデイカ資源保護のため ・ 大型沖縄漁船の奄美海区における操業禁止、はえ縄漁業の禁止。 ・ 旗流し漁業の旗数の制限。
H7. 3. 17	奄美大島海区漁業調整委員会において、当海区における委員会指示の発出について協議し、沖縄県並みの指示を発出することが決定。
H7. 6. 16	奄美大島海区漁業調整委員会において、当海区における委員会指示案の内容等について協議。併せて関係者の意見を聴く公聴会を開催。
H7. 7. 31	ソデイカ漁業に係る委員会指示を発出。以後概ね有効期間3年間とし、都度更新。
H21. 5. 21	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県において旗流し漁業の旗数の制限変更等の動きがあったため、指示の有効期間を1年間とする。
H22. 5. 21	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄と指示内容を合わせるため、旗流し漁業で使用する旗数を1隻当たり30本以内を50海里以内は30本、50海里以遠は50本に改める。指示の有効期間を1年間とする。
H23. 5. 20 H24. 5. 24 H25. 5. 17	奄美大島海区漁業調整委員会において、指示の有効期間を1年間とし、都度更新。
H26. 4. 17	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県の禁漁期間の延長等の動きが沈静化したため、指示の有効期間を3年間とする。
H29. 6. 9 H30. 5. 15	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄県の禁漁期間の延長等の動きが出てきたため、指示の有効期間を1年間とする。
R元. 5. 10	奄美大島海区漁業調整委員会において、沖縄海区と同様に現行の内容を継続すべきとの意見が多かったため、指示の有効期間を1年間とし、更新。
R2. 5. 27 R3. 5. 28	奄美大島海区漁業調整委員会において、現行の内容で継続すべきとの意見が多かったため、指示の有効期間を1年間とし、更新。
R4. 6. 10	奄美大島海区漁業調整委員会において、資源保護の観点等から禁漁期間を1か月延長し、6～10月と改める。指示の有効期間を1年間とする。
R5. 5. 10	奄美大島海区漁業調整委員会において、現行の内容で継続すべきとの意見が多かったため、指示の有効期間を1年間とし、更新。

### 【沖縄県の状況】

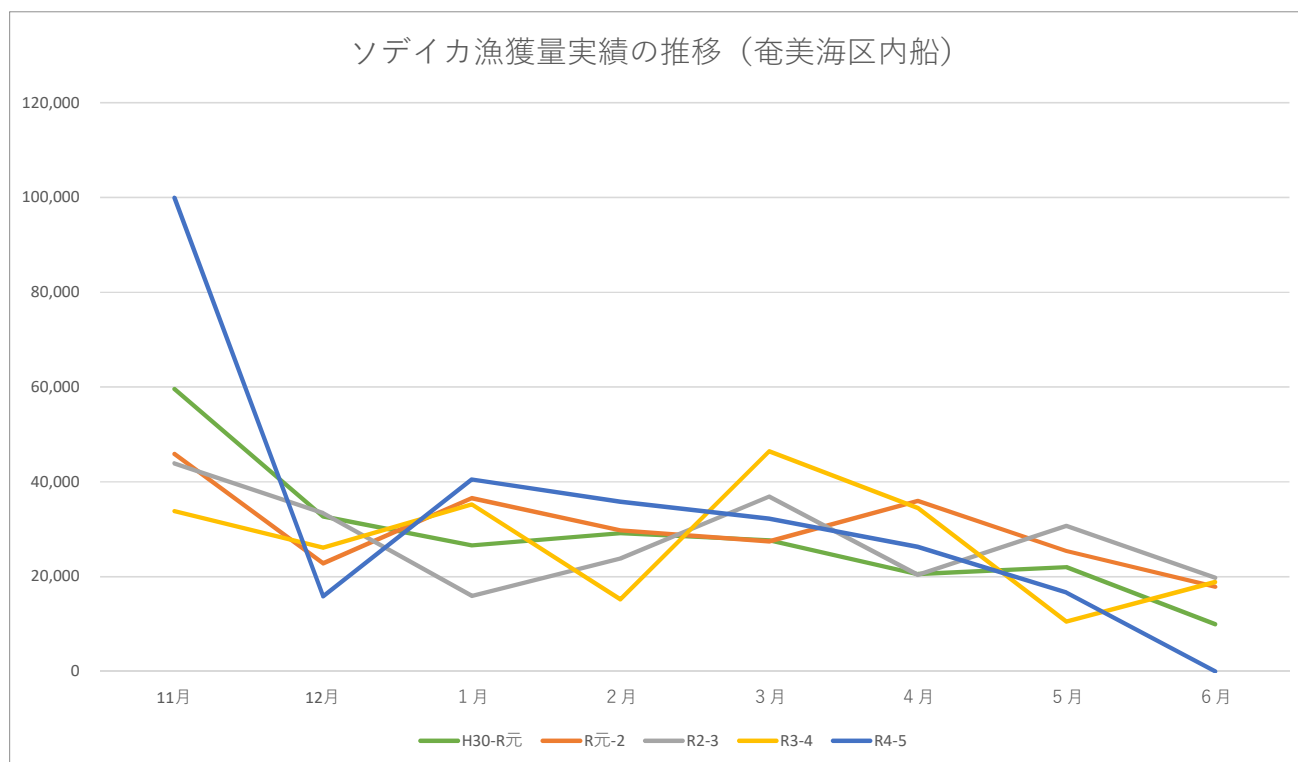
委員会 開催日	審 議 内 容
R5. 7. 14	令和5年漁期のソデイカの操業ルールに関する委員会指示の発動に向けたスケジュールの時点更新案について報告。また、漁業者に対してアンケートと同時に配付する予定のソデイカ資源に関する研究情報について、提供予定の内容を報告。
R5. 8. 10	水産海洋技術センターからソデイカ漁業に関する調査研究に関する情報提供。また、今後の作業内容及びスケジュールとアンケートの事務局案について審議し、原案通り承認。
R5. 9. 8	令和5年漁期の操業ルールについて定めるソデイカの採捕に係る委員会指示に関し、前年度と同様の内容（禁漁期間：6～11月、はえ縄漁禁止）を定めた指示案について原案通り承認。

## ソデイカ漁獲量実績（平成29年～令和4年：月別）

（単位：kg）

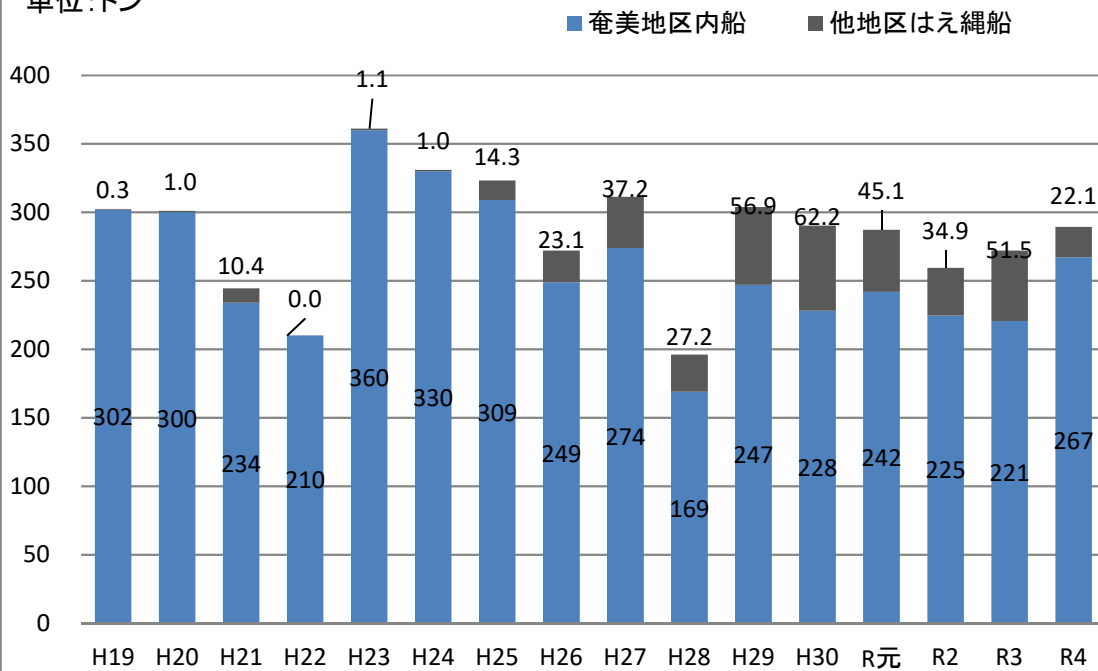
年		11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	計
H30-R元	奄美海区内船	59,582	32,693	26,563	29,159	27,648	20,542	22,019	9,940	228,145
	海区外船	7,239	7,461	6,567	13,990	15,897	3,800	4,460	1,735	61,149
	計	66,821	40,154	33,130	43,149	43,544	24,342	26,479	11,676	289,294
R元-2	奄美海区内船	45,872	22,808	36,551	29,735	27,406	35,968	25,413	17,847	241,600
	海区外船	5,859	4,843	3,004	3,961	13,148	9,154	3,879	1,279	45,127
	計	51,732	27,651	39,555	33,697	40,553	45,122	29,292	19,126	286,727
R2-3	奄美海区内船	43,900	33,409	15,926	23,816	36,877	20,346	30,683	19,723	224,678
	海区外船	0	9,368	1,364	9,677	4,060	6,445	3,420	559	34,893
	計	43,900	42,777	17,289	33,493	40,937	26,791	34,103	20,281	259,571
R3-4	奄美海区内船	33,852	26,100	35,207	15,195	46,448	34,491	10,498	18,856	220,646
	海区外船	5,135	14,294	4,574	9,281	10,940	4,415	2,670	150	51,459
	計	38,987	40,394	39,781	24,476	57,388	38,906	13,167	19,006	272,105
R4-5	奄美海区内船	99,926	15,856	40,475	35,787	32,220	26,271	16,635	0	267,170
	海区外船	2,343	3,349	622	5,816	5,909	4,093	0	0	22,131
	計	102,269	19,205	41,097	41,603	38,129	30,364	16,635	0	289,301

（単位：kg）



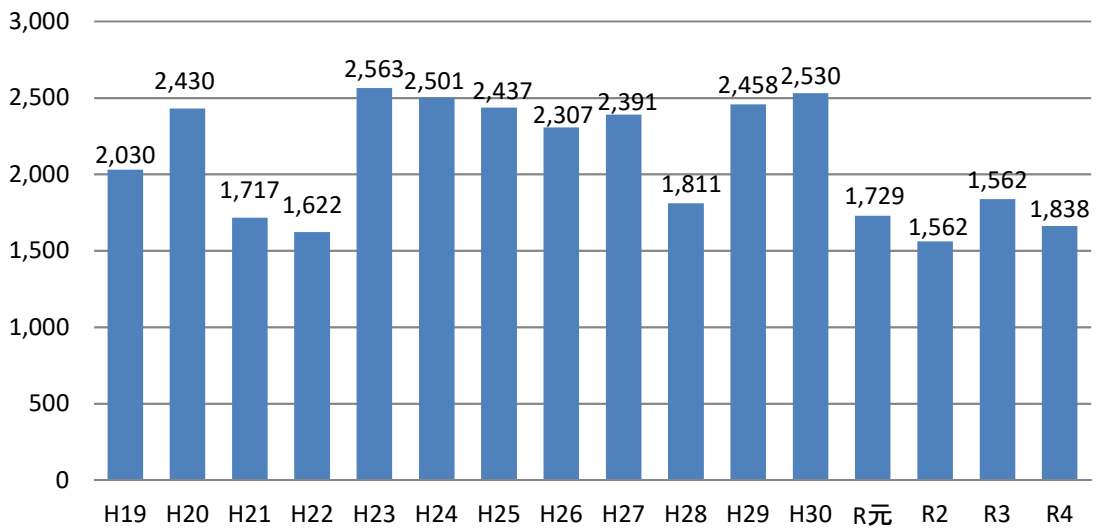
## 奄美海区ソデイカ漁獲量

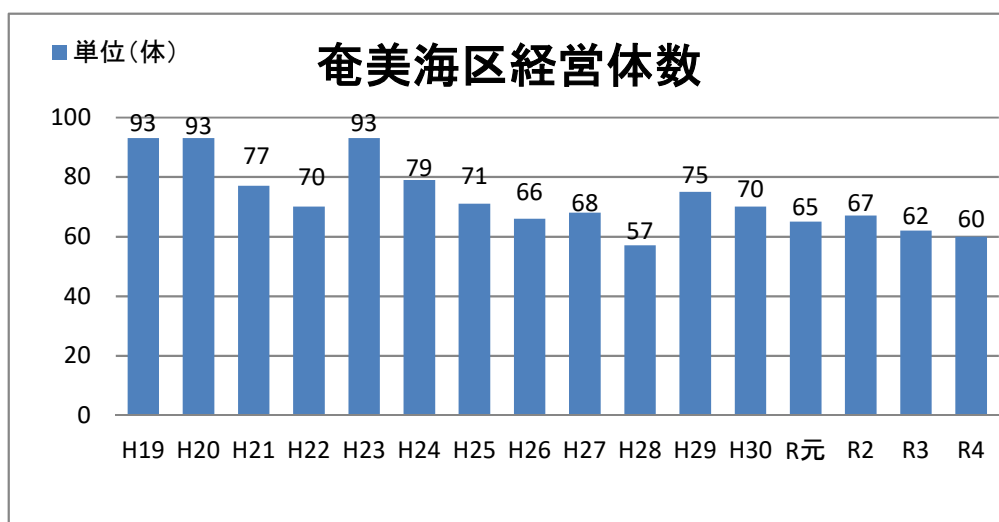
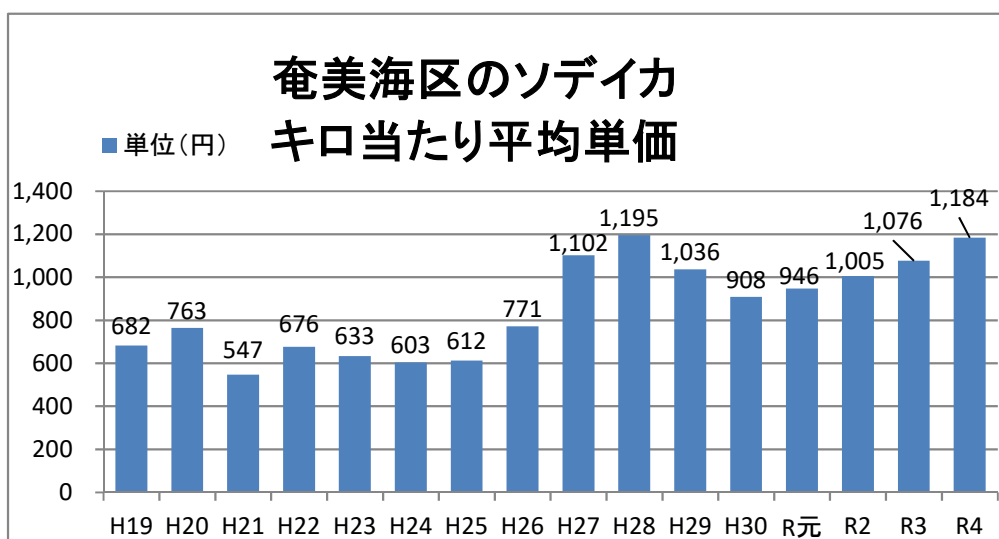
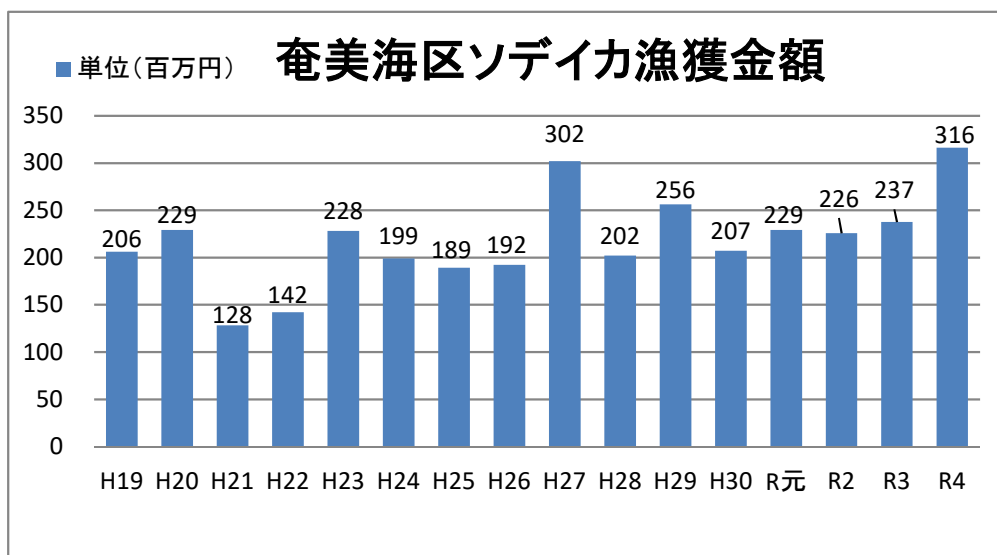
単位:トン



## 沖縄県ソデイカ漁獲量

■ 単位(トン)





## ソデイカ漁業に係る委員会指示についての 管内各漁協へのアンケート内容

※ アンケートの冒頭に、「現状」について記載し、その内容について目を通していただいた上で、設問1～4に回答いただく形式とした。

### 現状

- ・ 奄美大島海区では、R4.6.21付けで、ソデイカの禁漁期間を従来の7～10月から前1ヶ月を延長し、「6～10月」とした。
- ・ 沖縄地区では、R元.9.27付けで、ソデイカの禁漁期間を従来の7～10月から前後1ヶ月ずつ延長し、「6～11月」とした。
  - 沖縄海区からは、禁漁期間を合わせてほしいという意見はあるものの、事務局としては、当面、同じ禁漁期間とし、禁漁期間変更の影響を引き続き確認する必要があると考えている。
- ・ 奄美大島海区及び沖縄海区のソデイカ漁に係る漁具の制限内容（ソデイカ旗流し漁における旗及び旗竿の本数の制限等）は同一。
  - 事務局としては、資源管理の観点から引き続き同様の制限内容とし、指示の遵守について周知を図っていくことを考えている。
- ・ 奄美大島海区においてはソデイカはえ縄漁を「承認制」、沖縄海区においては、ソデイカはえ縄漁をR5.9.30付けで「禁止」としている。
  - 事務局としては、資源管理の観点等から、沖縄海区と同様、ソデイカはえ縄漁を「禁止」とすることを考えている。

### 設問1 禁漁期間について

#### (1) 禁漁とすべきと考える期間について

- (ア) 現行の禁漁期間（6月～10月）のままで良い。
- (イ) 後1ヶ月を延長し、（沖縄海区と同じく）6月～11月を禁漁期間とすべき。
- (ウ) 以前と同じ禁漁期間（7月～10月）に戻すべき。
- (エ) 上記ア～ウのいずれでもなく、（ 月～ 月）を禁漁期間とすべき。

#### (2) (1) を選んだ理由

### 設問2 ソデイカ旗流し漁業における漁具の制限について

(1-1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

- (ア) 現行の30本以内で良い。
- (イ) 現行の制限を（ 本以内）に見直してほしい。
- (ウ) 本数制限を撤廃してほしい。

#### (1-2) 上記(1-1)を選んだ理由

(2-1) 最大高潮時海岸線から50海里を越える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

(ア) 現行の50本以内で良い。

(イ) 現行の制限を（       本以内）に見直してほしい

(ウ) 本数制限を撤廃してほしい。

(2-2) 上記（2-1）を選んだ理由

### 設問3 ソデイカはえ縄漁業について

(1-1) 承認制とされていることについて

(ア) 引き続き引き続き承認制のままで良い。

(イ) 承認制を撤廃すべき。

(ウ) ソデイカはえ縄漁業を禁止とすべき。

(1-2) 上記（1）を選んだ理由について、以下空欄に記載願います。

※（1-1）で（ア）または（イ）を選択した場合は、3（2-1）～（3-2）も回答。

(2-1) 「ソデイカはえ縄漁業で使用する擬餌針等の数は1隻当たり350針以内」との現行の制限について

(ア) 現行の350本以内で良い。

(イ) 現行の制限を（       本以内）に見直してほしい

(ウ) 本数制限を撤廃してほしい。

(2-2) 上記（2-1）を選んだ理由

(3-1) ソデイカはえ縄漁業は、「最大高潮時海岸線から50海里以内で操業してはならない。」との現行の制限について

(ア) 現行の50海里以内操業禁止のままで良い。

(イ) 現行の制限を（       海里以内）に見直してほしい

(ウ) 制限を撤廃してほしい。

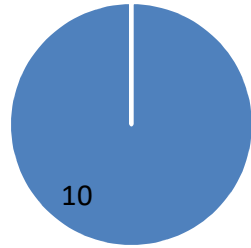
(3-2) 上記（3-1）を選んだ理由

### 設問4 その他御意見について

# ソデイカの採捕に係る委員会指示に関する 調査結果について（令和6年3月調査）

【調査対象：奄美大島海区内8漁協，奄美大島外県内関係2漁協】  
【回答：全10漁協】

## Q 1 禁漁期間（現行6月～10月）について



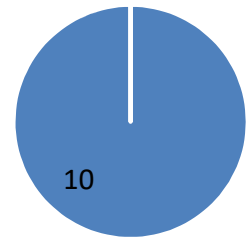
■ 現行どおり ■ 6～11月 ■ 7～10月  
■ その他 ■ 未回答

（主な理由）

### ① 現行どおり

- ・ 現状で問題を感じていない。
- ・ 組合員の総意。
- ・ 奄美海区内のソデイカ漁業者は、漁船の大きさも小さく、また隻数も少ないため。
- ・ 以前の7～10月に戻してほしいという意見もあるが、沖縄海区の現状や資源管理の観点から現行のままが望ましい。但し、11月の禁漁は当漁協として賛同できない。

## Q 2 - 1 旗等の本数（現行50海里内30本以内）について



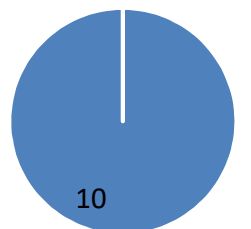
■ 現行どおり ■ 多くした方がよい  
■ 少なくした方がよい ■ 撤廃した方がよい  
■ 未回答

（主な理由）

### ① 現行どおり

- ・ 適量と考えるため。
- ・ 組合員の総意。
- ・ 資源管理のため。
- ・ 現状にて問題ないため。

## Q 2 - 2 旗等の本数（現行50海里超50本以内）について



■ 現行どおり ■ 多くした方がよい  
■ 少なくした方がよい ■ 撤廃した方がよい  
■ 未回答

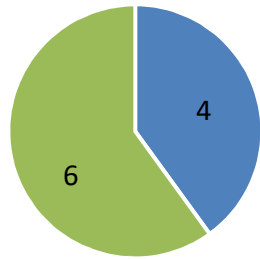
（主な理由）

### ① 現行どおり

- ・ 適量と考えるため。
- ・ 50本以上搭載している(当組合員の)船は現状いないが、旗数制限の委員会指示を遵守しているかの監視、確認してほしい。
- ・ 組合員の総意。
- ・ 資源管理のため。
- ・ 現状にて問題ないため。



Q 3 - 1 ソデイカはえ縄漁の承認制について



- 現行どおり
- 承認制を廃止すべき
- はえ縄漁を禁止すべき

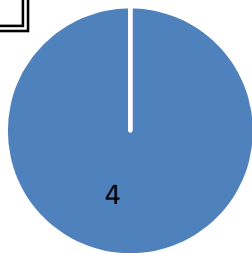
(主な理由)

- ① 現行どおり
  - ・ 組合員の総意。
  - ・ ソデイカ漁(はえ縄漁, 旗流し漁)を行う組合員がいないため, 他の漁協の意見を尊重する。
- ② はえ縄漁を禁止すべき
  - ・ 資源保護のため。
  - ・ 操業実績がないので禁止にはしては。
  - ・ (はえ縄漁で)漁獲が大量に上がると資源枯渇になるため, 沖縄海区に合わせて禁止したほうが良い。
  - ・ (はえ縄漁は)効率が悪く, 実際やっている船はいない。
  - ・ 旗流し漁のみでも混雑状態の限られた漁場ではえ縄漁をされるとますます漁場が制限されてしまう。
  - ・ はえ縄漁の承認申請を令和6年度において行う予定はない。

Q 3 - 2 擬餌針の本数 (現行はえ縄 1 隻350針以内) について

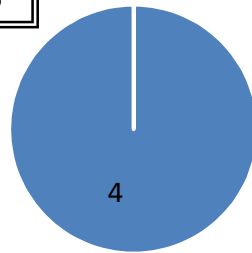
Q 3 - 3 操業区域の制限 (現行はえ縄50海里内禁止) について

Q 3 - 2



- 現行どおりでよい
- 多くした方がよい
- 狭くした方がよい
- 撤廃してほしい
- 未回答

Q 3 - 3



- 現行どおりでよい
- 多くした方がよい
- 少なくした方がよい
- 撤廃した方がよい
- 未回答

Q4 その他 (自由意見)

- ・ 沖縄海区での禁漁期間は6~11月となっているが, (沖縄海区の指示では) その期間, 奄美海区での操業はダメとかそういった規則にはなっていないのか。
- ・ 特に沖縄の大型船について, 漁具の制限(旗数)が正しく守られているのか疑問を持っているという組合員からの意見が多数寄せられている。

## 海区漁業調整委員会事項

### 沖縄海区漁業調整委員会指示5第7号

沖縄海区におけるソデイカの採捕及びそれを目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和5年9月29日

沖縄海区漁業調整委員会  
会長 上 原 亀 一

（定義）

第1 この指示における語句の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「ソデイカ」とは、ツツイカ目ソデイカ科のソデイカをいう。
- (2) 「ソデイカはえ縄漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、浮きによって海面からつるし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (3) 「ソデイカ旗流し漁業」とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗等標識をつけた浮きによって海面からつるしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

（採捕禁止期間）

第2 沖縄海区において、令和5年10月1日から同年11月30日まで及び令和6年6月1日から同年9月30日までの間、ソデイカを採捕してはならない。

（ソデイカはえ縄漁業の禁止）

第3 沖縄海区内におけるソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

（ソデイカ旗流し漁業の制限）

第4 ソデイカ旗流し漁業の操業区域及び使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗の数は、操業時の旗の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗の数も同数以下とする。

（試験研究等の適用除外）

第5 この指示のうち第2又は第3の規定は、次のいずれかに該当する者であって、沖縄海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けたものが行うソデイカの採捕等については、適用しない。

- (1) 試験研究の用に供しようとする者
- (2) その他特に必要があると認められる者

（適用除外の承認申請）

第6 第5に規定する適用除外の承認を受けようとする者は、ソデイカ採捕承認申請書（第1号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認内容の変更）

第7 第5の承認を受けた者（以下「承認を受けた者」という。）が、承認の内容を変更しようとするときは、あらかじめソデイカ採捕承認内容変更申請書（第2号様式）を委員会に提出し、承認を受けなければならない。

（承認証の交付）

第8 委員会は、第6若しくは第7の申請に対する承認をするとき、又は第9の申請に対する再交付をするときは、ソデイカ採捕承認証（第3号様式。以下「承認証」という。）を交付する。

（承認証の再交付）

- 第9 承認を受けた者が承認証を亡失し、又は毀損したときは、遅滞なくソデイカ採捕承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出しなければならない。  
（制限若しくは条件の変更、承認の取消し又は採捕等の停止）
- 第10 委員会は、ソデイカ資源の保護培養及び漁業秩序の維持のため必要があると認めるとき、又は承認を受けた者がこの指示を遵守しないときは、承認証の制限若しくは条件を変更し、承認を取り消し、又は採捕等を停止させることができる。  
（承認証の漁船への備付け）
- 第11 承認を受けた者がソデイカの採捕を行う場合は、承認証を当該承認に係る漁船内に備え付けなければならない。  
（承認旗章の掲揚）
- 第12 承認を受けた者は、ソデイカの採捕を行う場合は、承認旗章（第5号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。  
（操業実績の報告）
- 第13 承認を受けた者は、承認期間の終了日又は採捕を廃止した日から1月以内に、ソデイカ採捕報告書（第6号様式）を委員会に提出しなければならない。  
（廃止届の提出）
- 第14 承認を受けた者がソデイカの採捕等を廃止したときは、ソデイカ採捕廃止届（第7号様式）に承認証を添付して、委員会に提出しなければならない。  
（指示の有効期間）
- 第15 この指示の有効期間は、令和5年10月1日から令和6年9月30日までとする。

照 対 旧 指 新 委 員 会 委 員 会 委 員 会 委 員 会

更 新 ( ) 案	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>6-1号</u></p> <p>奄美大島海区におけるソデイカカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;">令和6年 月 日</p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>(1 略)</p> <p>2 <u>ソデイカはえ縄漁業の禁止</u> 奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-1号</u></p> <p>奄美大島海区におけるソデイカカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。</p> <p style="text-align: center;">令和5年5月19日</p> <p style="text-align: right;">奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真</p> <p>(1 略)</p> <p>2 <u>操業の承認</u> 奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業を操業しようとする者は、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」により、使用する漁船ごとに奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>3 <u>承認の対象者</u> 承認の対象となる者は、原則として鹿児島県に住所を有する者であって、委員会が特に認めた者とする。</p>	<p>改正理由 ・委員会指示が令和6年5月31日で失効することに伴う指示の更新</p> <p>・指示番号の改正</p> <p>・指示年月日の改正 (県公報登載日)</p> <p>・ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止と改正</p> <p>・ソデイカはえ縄漁業禁止に伴い、削除</p>



委 員 会 指 新 旧 対 照

更 新 ( ) 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>5 漁獲実績の報告 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。</p> <p>6 遵守事項 ソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>7 取扱事項 この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」によるものとする。</p> <p>8 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。</p>	<p>8 承認証の漁船への備付け義務 ソデイカはえ縄漁業の操業に際しては、委員会から交付された承認証に係る承認に備えなければならない。 漁獲実績の報告 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長及びソデイカはえ縄漁業の承認を受けた者は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。</p> <p>9 遵守事項 ソデイカはえ縄漁業及びソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。</p> <p>10 承認の取消し 委員会は、漁業調整上必要があるとき、又はこの指示に違反して操業したと認めるときは、承認を取り消すことがある。</p> <p>11 取扱事項 この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」及び「ソデイカはえ縄漁業の承認等に関する取扱方針」によるものとする。</p> <p>12 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和5年6月1日から令和6年5月31日までとする。</p>	<p>・ソデイカはえ縄漁禁止に伴い削除</p> <p>・条番号の修正 ・ソデイカはえ縄漁業の記載削除</p> <p>・条番号の修正 ・ソデイカはえ縄漁業の記載削除</p> <p>・ソデイカはえ縄漁禁止に伴い削除</p> <p>・条番号の修正 ・ソデイカはえ縄漁業の記載削除</p> <p>・条番号の修正 ・有効期間の改正</p>

ソ ン 新 案 ( ) 案 漁 業 取 扱 承 認 新 旧 対 照 表

更 新 案 ( ) 案	現 行	備 考
<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>6-1号</u>（以下「委員会指示」という。）に基づき事務取扱いは、次によるものとする。</p>	<p>奄美大島海区漁業調整委員会指示第<u>5-1号</u>（以下「委員会指示」という。）に基づき事務取扱いは、次によるものとする。</p> <p>第1 承認申請 ソデイカはえ縄漁業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに、ソデイカはえ縄漁業承認申請書（第1号様式）に次の書類を添付し、奄美大島海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 印鑑証明書 (2) 漁船原簿謄本 (3) 組合員にあっては、その所属する漁業協同組合長の意見書 (4) 非組合員にあっては、その住所の所属する市町村長の意見書 (5) その他委員会が必要と認める書類（非組合員にあっては事業計画書等）</p> <p>第2 承認証の交付 委員会は、ソデイカはえ縄漁業を承認したときはソデイカはえ縄漁業操業承認証（第2号様式）を交付する。</p> <p>第3 承認内容の変更 操業の承認を受けた者が、承認内容を変更しようとする時は、事前にソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書（第3号様式）を委員会に提出し、委員会に承認を受けなければならない。</p>	<p>改正理由 ・ 委員会指示を更新することに伴う改正 ・ 指示番号の改正</p> <p>・ ソデイカはえ縄漁禁止に伴い、削除</p> <p>・ ソデイカはえ縄漁禁止に伴い、削除</p> <p>・ ソデイカはえ縄漁禁止に伴い、削除</p>
<p style="text-align: center;">(削除)</p>		
<p style="text-align: center;">(削除)</p>		
<p style="text-align: center;">(削除)</p>		

ソ ン 新 案 ( ) 案 取 扱 承 認 新 旧 対 裏

更 新 案 ( ) 案	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">(削除)</p>	<p>第4 承認の承継は、次のいずれかに該当する場合に限り認められることができる。</p> <p>(1) 承認を受けた者が死亡したとき、その相続人が承継する場合。ただし、相続人が2人以上いる場合においては、その協議により承認する場合は、その者が承継する場合。</p> <p>(2) 承認を受けた者が当該漁業を、自らの後継者に承継させる場合。</p> <p>(3) 承認を受けた者が合併したあと、合併によって成立した者が承継する場合。</p> <p>2 前項の規定により、当該漁業の承認を受けた者の地位を承継した者は、そのことを証する書面を添えて、承認の日から2箇月以内に届出なければならない。</p> <p>第5 承認の再交付                      操作の承認を受けた者は承認証を亡失し又は毀損したときは遅滞なくソデイカはえ縄漁業承認証再交付申請書（第4号様式）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。</p> <p>第6 廃業届の提出                      操作の承認を受けた者が、ソデイカはえ縄漁業を廃止したときは、ソデイカはえ縄漁業廃業届（第5号様式）に委員会より交付された操作承認証を添付して委員会に提出しなければならない。</p> <p>第7 承認旗章の掲揚                      操作の承認を受けた者は、ソデイカはえ縄漁業の操作中は承認旗章（第6号様式）を船舷1メートル以上の高さに掲げなければならない。</p>	<p>・ ソデイカはえ縄漁業禁止に伴い、削除</p> <p>・ ソデイカはえ縄漁業禁止に伴い、削除</p> <p>・ ソデイカはえ縄漁業禁止に伴い、削除</p> <p>・ ソデイカはえ縄漁業禁止に伴い、削除</p>



ソノカチ漁業取扱承認新旧対照表

更 新 案 ( )	現 行	備 考
<p>第 1 漁獲実績の報告 (削除)</p> <p>ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁獲実績報告書(第 6-1 号)の 5 に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書(第 1 号様式)による。</p> <p>第 2 要領の改正 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。 附 則 この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行し、令和 7 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。</p>	<p>第 8 漁獲実績の報告 操業の承認を受けた者が、奄美大島海区漁獲実績報告書(第 5-1 号)に基づき提出する漁獲実績報告書(第 7 号様式)は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書(第 8 号様式)による。</p> <p>2 ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁獲実績報告書(第 5-1 号)の 9 に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書(第 8 号様式)による。</p> <p>第 9 要領の改正 この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。 附 則 この要領は、令和 5 年 6 月 1 日から施行し、令和 6 年 5 月 31 日限りでその効力を失う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条番号の修正</li> <li>・ ソデイカ旗流し漁業に伴う削除禁止</li> <li>・ 項番号の修正</li> <li>・ 指示番号の修正</li> <li>・ 様式番号の修正</li> <li>・ 条番号の修正</li> <li>・ 施行日及び失効日の改正</li> </ul>

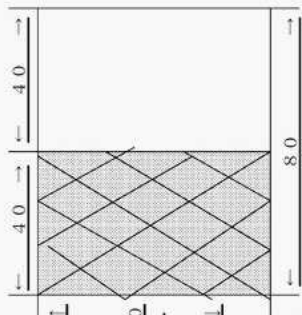
ソ デ イ カ 漁 業 承 取 認 新 旧 対 照

更 新 案 ( )	現 行	備 考
<p>(削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(第1号様式)</p> <p style="text-align: center;">ソデイカはえ縄漁業承認申請書 <span style="float: right;">令和 年 月 日</span></p> <hr/> <p>奄美大島海区漁業調整委員会 長 <span style="float: right;">住所 氏 名 印</span></p> <hr/> <p>下記によりソデイカはえ縄漁業の承認を受けたいので、奄美大島海区漁業調整委員会 指示第5-1号により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 操業区域 (簡易な漁場図を添付すること。)</li> <li>2. 漁長 (概画計数を記載、面影図を添付すること。)</li> <li>3. 使用する漁船                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 船名</li> <li>(2) 漁船登録番号</li> <li>(3) 総トン数</li> <li>(4) 漁事名数 (本人を含む)</li> </ol> </li> <li>4. 添付書類                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 印鑑証明書</li> <li>(2) 漁船原簿謄本</li> <li>(3) 組合員にあつては、その所属する漁業協同組合長の意見書</li> <li>(4) 非組合員にあつては、その住所の所属する市町村長の意見書</li> <li>(5) その他委員会が必要と認める書類 (非組合員にあつては事業計画書等)</li> </ol> </li> </ol> <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする</p> </div>	<p>・ソデイカはえ縄漁業 禁止に伴う削除</p>
<p>(削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(第2号様式)</p> <p style="text-align: center;">奄海委第 号</p> <hr/> <p style="text-align: center;">ソデイカはえ縄漁業操業承認証</p> <hr/> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 操業区域</li> <li>2. 操業期間</li> <li>3. 使用漁船                     <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 船名</li> <li>(2) 漁船登録番号</li> <li>(3) 総トン数</li> </ol> </li> <li>4. 承認の有効期間 令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで</li> <li>5. 制限又は条件</li> </ol> <hr/> <p>令和 年 月 日 <span style="float: right;">奄美大島海区漁業調整委員会 会 長</span></p> <hr/> <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする</p> </div>	<p>・ソデイカはえ縄漁業 禁止に伴う削除</p>

ソ ン 新 案 ( ) 案 業 漁 取 扱 承 認 認 新 旧 対 裏

更 新 案 ( ) 案	現 行	備 考						
<p>(削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(第3号様式)</p> <p style="text-align: center;">ソデイカはえ縄漁業操業承認内容変更申請書</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 職 令和 年 月 日</p> <p>住所 氏名 (名称) 印</p> <p>下記によりソデイカはえ縄漁業操業の承認内容の変更について承認を受けたいので申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 承認番号</p> <p>2 承認年月日</p> <p>3 変更しようとする事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">項 目</td> <td>現在の承認の内容</td> <td>変更しようとする内容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p>4 変更しようとする時期</p> <p>5 変更しようとする理由</p> <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> </div>	項 目	現在の承認の内容	変更しようとする内容				<p>・ソデイカはえ縄漁業禁止に伴う削除</p>
項 目	現在の承認の内容	変更しようとする内容						
<p>(削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(第4号様式)</p> <p style="text-align: center;">ソデイカはえ縄漁業操業承認証再交付申請書</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 職 令和 年 月 日</p> <p>住所 氏名 (名称) 印</p> <p>ソデイカはえ縄漁業承認証を亡失(奪取)したので、下記により再交付を申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 承認番号</p> <p>2 承認年月日</p> <p>3 亡失(奪取)の理由</p> <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> </div>	<p>・ソデイカはえ縄漁業禁止に伴う削除</p>						

ソ ン 新 案 ( ) 業 漁 業 承 認 新 旧 対 照

更 新 案 ( )	現 行	備 考
<p>(削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(第5号様式)</p> <p style="text-align: center;">ソデイカはえ縄漁業廃業届</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>赤美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p>住 所 _____</p> <p>氏 名 _____</p> <p>(名称) _____ 印</p> <p>下記によりソデイカはえ縄漁業を廃業したので届出ます。</p> <p style="text-align: center;">届</p> <p>1. 承認番号 _____</p> <p>2. 承認年月日 _____</p> <p>3. 船名 _____</p> <p>4. 廃業の理由 _____</p> <p>5. 添付書類 _____</p> <p style="text-align: right;">ソデイカはえ縄漁業廃業承認証</p> <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> </div>	<p>・ソデイカはえ縄漁業 禁止に伴う削除</p>
<p>(削除)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(第6号様式)</p> <p style="text-align: center;">承認旗章</p>  <p>備考</p> <p>1. 網掛け部分は赤色であり、その他の部分は白である。</p> <p>2. 数字は、センチメートルを示す。</p> </div>	<p>・ソデイカはえ縄漁業 禁止に伴う削除</p>

更 新 案 ( ) 行 現 行 認 承 取 扱 業 漁 新 旧 対 應

更 新 案 ( )	行 現 行	備 考																																								
<p>(削除)</p>	<p>(第7号様式)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ソデイカはえ縄漁業実績報告書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 日 氏 名 _____ 印 (名称)</p> <p>令和〇年におけるソデイカはえ縄漁業の実績について、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 承認番号 _____ 2 承認月日 _____ 3 漁船名 _____ 4 承認回数 _____ 5 漁獲実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>漁獲年月</th> <th>漁獲数量(kg)</th> <th>漁獲金額(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>年11月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年12月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年1月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年2月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年4月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年5月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年6月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 備考欄には主要な漁場(○〇島東方△△マイル沖合 等)を記載すること。 上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 _____ 印 漁業協同組合長</p> <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> </div>	漁獲年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備 考	年11月				年12月				年1月				年2月				年3月				年4月				年5月				年6月				合 計				<p>・ソデイカはえ縄漁禁止に伴う削除</p>
漁獲年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備 考																																							
年11月																																										
年12月																																										
年1月																																										
年2月																																										
年3月																																										
年4月																																										
年5月																																										
年6月																																										
合 計																																										
<p>(第1号様式)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">ソデイカ旗流し漁業実績報告書</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日</p> <p>奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____ 日 組 合 名 _____ 印 代 表 者 名 _____</p> <p>令和〇年におけるソデイカ旗流し漁業の実績について、下記のとおり報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 漁業経営体数 _____ 2 換 算 実 績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>漁獲年月</th> <th>漁獲数量(kg)</th> <th>漁獲金額(千円)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>年11月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年12月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年1月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年2月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年3月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年4月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年5月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>年6月</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>注) 備考欄には主要な漁場(○〇島東方△△マイル沖合 等)を記載すること。 上記のとおり相違ないことを証明する。 令和 年 月 日 _____ 印 漁業協同組合長</p> <p>※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする。</p> </div>	漁獲年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備 考	年11月				年12月				年1月				年2月				年3月				年4月				年5月				年6月				合 計				<p>・様式番号の修正</p>	
漁獲年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)	備 考																																							
年11月																																										
年12月																																										
年1月																																										
年2月																																										
年3月																																										
年4月																																										
年5月																																										
年6月																																										
合 計																																										

ソデイカはえの縄漁業を新取金対表照

更新案	現行	備考
<p>( ) 案</p> <p>(削除)</p> <p>附則 この方針は、令和6年5月31日をもって廃止する。</p>	<p>1 目的 漁業秩序の維持と漁業経営の安定化を図るため、奄美大島海域におけるソデイカはえ縄漁業の承認等については、奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号及びソデイカ漁業の承認取扱要領に定めるもののほか、この取扱方針によるものとする。</p> <p>2 承認の対象者 次の各号の一に該当する者とする。 (1) 現在、当該漁業の承認を受けている者であって、申請日前1年以内に当該漁業の操業実績がある者。ただし、相当の理由があると認められる場合はこの限りでない。 (2) 前号に掲げる者のほか、漁業振興を図るため、委員会が特に認めた者。</p> <p>3 承認件数及び漁船規模 (1) 承認件数は下記を上限とする。 奄美群島内に住所を有する者 15件 上記以外の者 5件 (2) 使用漁船は20トン未満とする。</p> <p>4 承認の優先順位 承認に当たっては、以下の者を優先する。 (1) 申請日前1年間のソデイカはえ縄漁業の操業実績(漁獲量)の多い者 (2) 申請日前1年間のソデイカ漁業の操業実績(漁獲量)の多い者 (3) 申請日前1年間における、前2号以外の漁業の操業実績(漁獲量)の少ない者</p> <p>附則 この方針は、令和5年6月1日から施行する。</p>	<p>改正理由 ・ 委員に際し、漁業に伴う更新の指示を、禁止する ・ ソデイカはえ縄漁業の承認等については、奄美大島海区漁業調整委員会指示第5-1号及びソデイカ漁業の承認取扱要領に定めるもののほか、この取扱方針によるものとする。</p> <p>・ 廃止年月日の記載</p>

# 奄美大島海区漁業調整委員会指示（案）

奄美大島海区漁業調整委員会指示第6－1号

奄美大島海区におけるソデイカの採捕を目的とする漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和6年 月 日

奄美大島海区漁業調整委員会会長 茂野拓真

## 1 定義

- (1) この指示において、ソデイカはえ縄漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを幹縄で多数連結して、うきによって海面から吊るし、ソデイカを採捕する漁業をいう。
- (2) この指示においてソデイカ旗流し漁業とは、垂直に立てた道糸に擬餌針等をつけ、それを旗及び旗竿の標識をつけたうきによって海面から吊るしたものを1単位として流し、ソデイカを採捕する漁業をいう。

## 2 ソデイカはえ縄漁業の禁止

奄美大島海区において、ソデイカはえ縄漁業の操業を禁止する。

## 3 操業期間の制限

ソデイカ旗流し漁業は、毎年6月1日から10月31日までは操業してはならない。

## 4 漁具の制限

ソデイカ旗流し漁業で使用する漁具を次のように制限する。

- (1) 最大高潮時海岸線から50海里以内の海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき30本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。
- (2) 最大高潮時海岸線から50海里を超える海域で操業することを目的とする場合、使用する漁船に搭載する旗及び旗竿の数は、操業時の旗及び旗竿の亡失に対する予備数を含め、1漁船につき50本以内とし、使用する旗及び旗竿の数も同数以内とする。

## 5 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長は、委員会に漁獲実績を報告しなければならない。

## 6 遵守事項

ソデイカ旗流し漁業を行う者は、この指示に定めるもののほか、委員会が漁業調整上必要な事項を指摘したときは、これを遵守しなければならない。

## 7 取扱事項

この指示に定めるもののほか、操業の承認等に係る取扱いについては、別に定める「ソデイカ漁業の承認取扱要領」によるものとする。

## 8 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和6年6月1日から令和7年5月31日までとする。

## ソデイカ漁業の承認取扱要領（案）

奄美大島海区漁業調整委員会指示第6－1号（以下「委員会指示」という。）に基づく事務取扱いは、次によるものとする。

### 第1 漁獲実績の報告

ソデイカ旗流し漁業を行う者が所属する漁業協同組合長が、奄美大島海区漁業調整委員会指示第6－1号の5に基づき提出する漁獲実績報告書は、ソデイカ旗流し漁業漁獲実績報告書（第1号様式）による。

### 第2 要領の改正

この要領の改正は、委員会の議決により行うものとする。

#### 附 則

この要領は、令和6年6月1日から施行し、令和7年5月31日限りでその効力を失う。



(第1号様式)

ソデイカ旗流し漁業実績報告書			
奄美大島海区漁業調整委員会会長 殿		令和 年 月 日	
		住 所 組 合 名 代表者名	印
令和〇年におけるソデイカ旗流し漁業の実績について、下記のとおり報告します。			
記			
1	操業経営体数	経営体	
2	操 業 実 績		
	操業年月	漁獲数量(kg)	漁獲金額(千円)
	年11月		
	12月		
	年1月		
	2月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月		
	合 計		

※ 用紙サイズは日本工業規格A4版とする